

令和8年度第3回小牧市上下水道事業経営審議会

1 日時

令和8年9月11日（金）午後1時57分から午後4時まで

2 場所

味岡市民センター 2階 視聴覚室

3 出席委員（敬称略）

相宮 秀紀	公認会計士
萩原 聡央	名古屋経済大学 法学部 教授
平山 修久	名古屋大学 減災連携研究センター 准教授
藤村 尚治	公益財団法人 愛知水と緑の公社 常務理事兼下水道部長
酒井 美代子	小牧市女性の会 会長
谷口 里美	小牧市消費生活改善推進員会
廣野 友巳	小牧商工会議所 常議員（デリカ食品工業株式会社 代表取締役）
前田 伸博	小牧市区長会 理事（藤島団地区長）
佐橋 緋月	一般公募者
馬場 容子	一般公募者

4 事務局

三品 克二	上下水道部長
長坂 裕	上下水道部次長
横山 宗裕	上下水道経営課長
丹羽 智則	上下水道施設課長
船橋 裕一	上下水道施設課長補佐
武藤 正寛	上下水道経営課経営係長
北 賢司	上下水道経営課水道経理係長
落合 大豪	上下水道経営課下水道経理係長
中島 真紀	上下水道業務課給水係専門員

杉田 康明 上下水道経営課経営係主査

5 傍聴者

1 名

6 議事

(1) 水道事業の適正な料金収入について

7 内容

【事務局】

定刻前ではございますが、委員の皆様がお揃いですので、ただいまから、令和8年度第3回小牧市上下水道事業経営審議会を開催いたします。

本日はお忙しい中、またお足元の悪い中、ご出席いただきありがとうございます。私は、全体の進行役を務めさせていただきます上下水道部次長の長坂でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、資料の確認をさせていただきます。ノートパソコンをご用意させていただいた委員の方は、ファイルがあることをご確認ください。事前に送付させていただきました資料として、次第と裏面に審議会委員名簿、資料1、資料2でございます。水道料金比較表をお配りしておりますが、こちらにつきましては会議終了後に回収させていただきますのでご了承ください。本日お持ちでない方がいらっしゃいましたら、事務局に用意がございますのでお申し出いただきますようお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

開催に当たりまして、上下水道部長の三品よりご挨拶を申し上げます。

【三品部長】

改めまして、こんにちは。

本日はお忙しい中、令和8年度 第3回小牧市上下水道事業経営審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

前回の審議会の挨拶の中で、能登半島地震のお話をさせていただきましたが、その後、千葉や北陸で大雨が降る中、水曜日には、東海地区でも、大雨の大きな災害があったとこ

ろであります。改めて考えると、災害がいかに身近になっているか、いつ起きてもおかしくないという状況であるということを改めて認識したところでありますが、そういった中で、自然災害が起こることを前提として、安定的に水道を供給していく、そのために水道施設の整備、維持管理をしていく必要があるということを認識しています。

そのためには、今回3回目になりますが、そういった事業経営ができるような適正な料金についてですね、検討していただきながら、いついかなる時でも、皆さんに水道水が提供できるようにしていきたいと考えております。

水道料金につきましては、昨日も犬山市さんの方で、来年4月に施行されるということで、この9月議会に料金改定条例案を議会に提出しております。色々な市町で水道料金についての検討がなされておりますが、皆さんどこも同じ状況だと思います。災害に強く、安定的に供給ができるような体制をつくるため、適正な料金に変えていこうとしているのだと思いますので、引き続きとはなりますが、今日も、慎重な審議をお願いしたいと思います。

それからひとつ余談に入りますが、今お手元にある愛知の水、こちらは毎回お配りして、宣伝をさせていただいておりますが、委員の皆さんの中にお気づきになられた方も多くと思いますが、実は8月20日に他市の防災訓練等で配布した中で、異物が混入していたということがあり、残っている水については、すべて市で回収して一旦配るのを控えておりましたが、愛知県から工場の製造過程や管理過程で異物が入るような状態はなく、別の要因で混入したという調査結果が出て、改めて配ってもいいということになりましたので、本日お配りしているものについては、安心して飲んでいただけますので、今日ここでも飲んでいただいても結構ですし、お持ち帰りになって大丈夫です。

少し長くなりましたが、料金改定につきましては、非常に重要な案件でございますので、慎重審議をお願いして、自由な意見を述べていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【事務局】

続きまして萩原会長よりご挨拶をいただきます。

【萩原会長】

皆さん、改めましてこんにちは。

今、三品部長からお話がありましたように、今回の審議会においては、前回に引き続き、水道事業の適正な料金収入について検討して参ります。

三品部長が今お話されたので繰り返しはしませんが、皆様方には忌憚ないご意見をいただき、慎重審議を行い、実りある会にしていきたいと考えておりますのでご協力をお願いいたします。簡単ではありますが、冒頭の挨拶とさせていただきます。

【事務局】

続きまして、次第の2、会議の公開について説明いたします。

小牧市審議会等の会議の公開に関する指針では、審議会等の会議は原則公開することとされておりますので、本審議会につきましても公開とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日の傍聴者は1名ですのでご報告いたします。

また、記録用として、随時、撮影、録音させていただくとともに、議事録につきましては、発言者名については非公開にした上で、市ホームページなどに公開させていただきますので、併せてお願いいたします。

ここで、ご報告申し上げます。本日の出席委員数は10名でございます。したがって、小牧市上下水道事業経営審議会条例第6条第2項の規定により、この会議が成立しておりますことを報告いたします。

それでは、以後につきましては、小牧市上下水道事業経営審議会条例第5条第2項に基づき、会長が会務を総理することになっておりますので、萩原会長にお願いしたいと思います。

会長、議事の進行のほどよろしくお願いいたします。

【萩原会長】

それでは、お手元の次第に基づいて進めたいと思いますが、委員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

次第5の議事に入ります。次第5（1）水道事業の適正な料金収入について の1）料金改定率の検討について を議事といたします。事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

資料1をお願いします。

前回の審議会では、管路更新率を20年平均で1%、資金残高20億円を確保するために水道料金を改定するにあたっての改定回数や改定率について審議をしていただき、様々なご意見、質問をいただき、宿題となったものもありました。そこで、今回の審議会では、前回、お答えできなかった質問について資料を用意して説明させていただき、改めて料金改定率についてご審議いただきたいと考えております。

1ページをご覧ください。料金改定率の検討にあたりまして、1として前回の審議会でもいただいた意見を確認し、2として料金改定による資金の確保状況をご説明し、3として令和12年度以降の改定率をご説明し、4として増加額の比較をご説明します。

2ページをご覧ください。「1. 前回の審議会でもいただいた意見」です。前回の審議会でもいただいた意見を3つの項目に分けて整理しました。

まずは、「①改定回数について」のご意見です。市民の立場から考えると2回に分けて改定したほうがいい、国庫補助金の活用などで今後、改定率が下がる可能性があるなら、2回に分けたほうがいい、など、2回にわけて改定したほうがいいというご意見を多くいただきました。一方で、更新工事が前倒しできるのであれば、改定回数1回でもいいのではないか、というご意見もいただきましたが、基本的には2回に分けて改定するという方向でまとまったと考えております。

続いて「②追加資料について」のご意見です。前回の資料では、改定回数2回の場合の1回目の改定率は40%を上限としていましたが、それ以上の改定率の場合も知りたいというご意見をいただきました。また、1回の改定で更新費用がどこまで確保できるのか知りたいというご意見や、事務局として、最低限、必要な改定率は何%か教えてほしいというご意見、改定1回目と改定2回目の負担が比較できるようグラフが欲しいというご意見をいただきました。さらに、2回の改定で目標を達成するのではなく、3年から5年の算定期間で不足する分だけ改定する場合についても知りたいとのご意見もいただきました。

最後に、「③その他」ですが、基幹管路の耐震化は遅れてはいけないので、補助金や企業債も活用して重点的に実施してほしい、というご意見や、災害時に水は命にかかわるので、小牧市から繰出金などの支援をしてもらいたい、というご意見をいただきました。

3ページをご覧ください。「2. 料金改定による資金確保状況」です。前回の審議会でもいただいた意見のうち、改定回数2回の場合、1回の改定でどこまで資金が確保できるのか確認をする資料になります。「2.1各改定率での資金確保状況」です。前回の資料では1

回目の改定率は40%から25%まで5%刻みでしたが、もっと改定率が高い場合も確認したいとのご意見をいただきましたので、改定1回で目標を達成する改定率75.6%から約10%下がった65%を上限に、5%刻みで確認したいと思います。

ページ下部に事業費を棒グラフ、資金残高を赤の折れ線グラフにしたグラフを掲載していますが、赤の折れ線の資金残高は令和14年度までの準備期間で上がっていった、令和15年度から管路更新率を20年で平均1%の目標に向けて本格的に工事を開始すると下がっていった、最終的にはゼロになるという形になります。

まずは①令和9年度に改定率65%で改定した場合ですが、左下のグラフのように、内部留保資金残高は令和24年度に20億円を下回り、令和26年度に資金ショートします。つまり令和10年度から数えると令和23年度までの14年間は20億円以上を確保できるということになります。

次に改定率を②改定率を5%下げて令和9年度に改定率60%で改定した場合ですが、右下のグラフのように、内部留保資金残高は令和22年度に20億円を下回り、令和24年度に資金ショートします。内部留保資金が20億円以上を確保できる期間が令和10年度から数えて令和21年度までの12年間となり、改定率65%と比較して2年間短くなっています。

4ページをご覧ください。改定率を60%から25%まで5%ずつ下げていった時の資金の確保状況を確認しました。左下のグラフは、改定率55%、45%、35%、25%をピックアップして資金残高の推移を比較したのですが改定率が下がるほど令和14年度の資金残高の山が低くなって、ゼロになる、つまり資金ショートする時期も早くなることがわかります。

また、改定率別に資金残高20億円を確保できる年度を比較したのが右下の棒グラフになりますが、1回目の改定率が下がるほど、資金残高20億円を確保できる年数は短くなることがわかります。令和15年度から管路更新率を20年で平均1%を目指した工事に着手するので、令和15年度以降を赤色にして、この赤色の部分が、実際に工事費が確保できる年数になりますが、60%だと令和21年度までの7年分、55%だと令和19年度までの5年分、50%だと令和18年度までの4年分の資金を確保できることになります。改定率45%、40%だと3年分、35%、30%だと2年分になり、改定率25%だと、1年分の工事費しか確保できないことになります。実際には3年後に2回目の改定を検討しますが、少なくとも1年分の資金は確保したいと考えると改定率25%は必要だということがわかります。

5ページをご覧ください。「3. 令和12年度以降の改定について」です。前回の審議会で、2回の改定で目標を達成するのではなく、3年から5年の算定期間で不足する分だけ改定

する場合についても確認したいとのご意見をいただきましたので、3年ごとに、不足する分だけ改定する場合と、2回の改定で目標を達成する場合を比較する資料を作成しました。65%から25%まで5%刻みで計算した結果は12ページ以降に参考資料として添付していますが、今回は、前回の審議会で推す意見が多かった40%と35%の場合について確認します。

まず、「3.1 1回目の改定率40%」の場合ですが、先ほども確認した通り、内部留保資金残高は令和18年度に20億円を下回り、令和19年度に資金ショートします。そのため、①3年間で不足する分を毎回確保する場合は、令和9年度に改定した後、令和12年度は改定が不要ですが、令和15年度、令和18年度、令和21年度に改定する必要がある、そのうち令和15年度には14.1%、令和18年度には22.4%と10%を超える改定が必要になります。そのため、最終的な合計の改定率は107.5%になり、②の2回で目標を達成する場合と比較して25%程度改定率が高くなります。

6ページをご覧ください。前回の審議会で、資金確保できた分だけ工事を前倒ししてはどうかとのご意見をいただきましたので、40%の改定で資金を確保できた分だけ工事を前倒した場合を確認しました。①の3年間で不足する分を毎回確保する場合がありますが、前倒しした分だけ令和15年度以降の工事費は下がることにより、最終的な合計の改定率は93.7%となり、前ページと比較して低くなりますが、②の2回で改定した場合と比較すると、②のほうが①よりも最終的な改定率は10%以上低くなります。

7ページをご覧ください。「3.2 1回目の改定率35%」で、先ほどと同じ比較を行います。内部留保資金残高は令和17年度に20億円を下回り、令和18年度に資金ショートします。1回目の改定率40%の場合と同様に、①3年間で不足する分を毎回確保する場合は、令和9年度に改定した後、令和15年度、令和18年度、令和21年度の3回の改定が必要で、最終的な合計の改定率は107.4%になり、②の2回で目標を達成する場合と比較して25%程度改定率が高くなります。

8ページをご覧ください。こちらも6ページと同様に、1回目の改定率35%の改定で資金を確保できた分だけ工事を前倒した場合を確認しました。改定率40%の場合と同様、①の3年間で不足する分を毎回確保する場合、前倒しした分だけ令和15年度以降の工事費は下がり、最終的な合計の改定率は95.7%となり前倒ししない場合と比較すれば低くなりますが、②の2回で改定した場合の方が、10%以上低くなります。このことから、令和12年度以降の改定は、時期を早く、回数を少なく実施するほうが、最終的な改定率は低くなることがわかります。また、資金を確保した分だけ工事を前倒しすれば、後年の工事費が

下がることも事実ですので、前倒し可能なものは早期着手することも検討したいと考えております。

9ページをご覧ください。「4. 増加額の比較」です。前回の審議会で改定1回目と改定2回目の負担が比較できるようグラフが欲しいとのご意見をいただきましたので、金額ベースでの増加額を比較できる棒グラフを作成しました。

まず、「4.1 比較グラフ①：供給単価」です。グラフの赤色部分が1回目の増加額、青色部分が2回目の増加額になります。前回の審議会で、1回目の改定率35%の場合は2回目の改定率が35.2%になってほぼ同じになるとのご意見がでましたが、具体的な増加額で確認すると、1回目の改定率40%の場合が1回目の増加額50.82円、2回目の増加額52.65円となり、1回目と2回目が最も近くなります。ここから45%、50% 1回目の改定率が高くなるほど1回目の増加額が2回目の増加額よりも多くなり、逆に35%、30%と1回目の改定率が低くなるほど2回目の増加額が1回目の増加額よりも多くなります。

10ページをご覧ください。イメージがしやすいように、実際の水道料金の請求書に合わせて、口径13ミリ、2か月、消費税込で20m³使用した場合について確認します。傾向としては先ほどと同じになりますが、1回目の改定率が40%の場合が1回目の増加額858円、2回目の増加額889円とほぼ同額になります。1回目の改定率を45%に上げると増加額は965円、759円となり、1回目が2回目よりも200円ほど高くなり、逆に1回目の改定率を35%に下げると増加額は751円、1019円となって2回目が1回目よりも約250円高くなることがわかります。

11ページをご覧ください。今度は、口径13ミリ、2か月、消費税込で40m³使用した場合になります。傾向としては20m³の時と同じで、1回目の改定率が40%の場合が1回目の増加額1518円、2回目の増加額1573円とほぼ同額で、1回目の改定率が上がるほど1回目の増加額が増え、逆に1回目の改定率が下がるほど2回目の増加額が増えることになります。

12ページ以降の資料につきましては、5ページから8ページで説明しました令和12年度以降の改定についての1回目の改定率を65%から25%までの結果を表した資料です。参考にご覧いただければと思います。

資料の説明は以上になりますが、8ページあたりで説明しました小牧市水道ビジョン・経営戦略での収支計画での事業費は、料金改定をして資金を貯めて、令和15年から本格的な工事を行う計画となっていますが、今後、工事の前倒しについては、資金の確保状況を確認しながら可能なものは行っていくことも検討していきたいと考えております。

また、前回の審議会では、改定回数は1回ではなく2回とのことで意見はまとまりましたが、1回目の改定率については、2回目と改定率がほぼ同じである35%と2回目と増加額がほぼ同じである40%という2つのご意見で出ていました。前回の資料に合わせて今回の資料も参考に1回目の改定率についてご審議いただきたいと思います。

あと、今回は1回目の改定率を審議いただきますが、2回目の改定率につきましては、現状での参考の改定率となっておりますので、今後の見直しの際に必要な改定率を算出して検討していくこととしたいと思っております。

説明は以上でございます。

【萩原会長】

事務局の説明は終わりました。

ご質問、ご意見などがございましたら、発言をお願いいたします。なお、発言いただく場合は、挙手していただき、お名前をお呼びいたしますので、その後にご発言してください。

【A委員】

前回の意見に対して、ここまで様々なパターンで検討いただいて、さらには早期に工事に着手するであるとか、本当に市民の方に支えていただいていることを、料金をどういう形で自分たちの事業に生かしていくのかというところをリンクした形で、しっかり検討されていると思います。本当に事務大変な作業量だったと思います。ありがとうございます。

ぜひ、こういった検討を踏まえて、市民の方にわかるような形でお知らせしていくという意味からすると、例えばいただいた料金の中で、経営状況をかんがみながら加速させるところは対策を加速させていきますであるとか、そのようなことが検討できるっていうところを踏まえて、少し我々の方でも議論ができればというふうに思っています。そのためのしっかりとした資料が今回出されていると思いますので、本当に事務局の努力といえますか、労力に感謝を申し上げたいと思います。

【萩原会長】

ありがとうございます。前回の意見を踏まえて資料を作ってくださいましたので、皆さん、この資料を踏まえて、どこからでも結構ですので、ご質問、ご意見をいただけますと

ありがたいです。

【B委員】

6 ページに早期着手の場合の資料を入れていただいておりますが、そのことで確認なんですが、毎回、3 年分を確保するという①と、あと 2 回で20年分を確保するという②がありますが、①の場合ですと最低限の資金を確保して、事業費については令和10年から14年までの期間と、令和15年度以降で一定の金額で推移した場合ということですが、この事業費は今後検討されるとことで、凸凹してくる可能性もあるということではよろしいですか。

【事務局】

委員のご発言の通りで、今回はまずは令和10年から14年まで、ある程度資金が確保できたところで平準化した形で作っていますが、実際に料金改定によってどのくらいの資金が確保できるかというのは、その前年度に予算を作成するときにある程度の予測がつくと思いますので、その段階でどこまで金額として使えるかというのはできると思いますので、そこで多少凸凹すると思います。

【B委員】

ありがとうございます。それで6 ページのグラフだと、基本的には20億円を確保した上で安定的に工事をしようと思うと、事業費は15年度以降は25億が限度っていうことになってくるということですね。あと、もうひとつですが、改定 2 回で早めに確保した方が、ある程度、資金的には余裕が出るという結果が出たと理解すればいいということですかね。

【事務局】

おっしゃる通りです。

【萩原会長】

ありがとうございます。

その他にご意見ございますか。

今回の料金改定については、20年間の更新率1%以上と内部留保20億円という前提がま
ずありますよね。その上で、事務局から説明がありましたが、前回の意見を踏まえて、工

事の早期着手も見越しているということですが、今回は1回目の改定率をまず決めて欲しいということでした。2回で改定するというのが前回のこの審議会の概ねの意見での流れですが、その際に1回目の改定とどうするかというところで、今回いろいろとシミュレーションしてもらいました。

前回の会議を思い出すと、40%にするのか35%にするのか、それぞれご意見いただきまして、35%にしようとしたところの意見では、35%、35%で、市民としては同じぐらいの改定率だからということでしたが、具体的な料金を見てみたときに、35%だと、2回目の方が高くなるということでした。そこで、B委員やC委員からの指摘だったと思いますが、値上げ額で考えると、むしろ40%の方が同じぐらいではないかという意見もありました。そうした前回の意見を思い出していただきながら、今回、1回目の改定をどうするのかについて、皆様方から率直なご意見をいただければと思いますが、よろしいですか。

【D委員】

犬山市が23%の値上げをするという記事が、新聞に載っていました。また、春日井市が24.7%ですか、小牧市はの中で値上げ率が一番高いということになります。非常に素晴らしい資料で理解はできるのですが、1回目の改定率をいくらにするのかということが一番のポイントだと思います。これからは時代がどうなるかわからないですし、まず、1回目の改定でどこまでが市民が納得出来て、そして水道事業がやっていけるかということがポイントではないかと。これから先のことは、時代がどうなるかわからない、金利も上がってきたし、経済もどうなるかわからない、場合によっては緊急でまたすぐに値上げしなければならないかもしれないというところで、水道事業としてまずはこれくらいあればやっていけるということを聞きたいです。

【事務局】

先ほども会長が言われましたが、料金改定を2回で行うという中で、同じぐらいの金額を上げていくか、同じぐらいの率にするというのが大方の意見だと思います。実際に35%にしても40%にしても、極端に言いますと25%や65%にしても、1回目を今回改定して、2回目をその次のところで決めていただければ20年間は確保できるというような形になりますが、やはり1回目の改定率を小さくして、後にどんと上げるのはどうかというのがありますので、35%、40%という意見が出ているのだと思います。

【D委員】

正直言って市民は素人ですし、春日井市や犬山市をみると、個人的には35%ぐらいが一番妥当ではないかと思います、次がどうのこうのというよりも、下水道と同じくらいの数字で上げたほうが、まだ馴染めるかと思います。

【萩原会長】

ありがとうございます。

【E委員】

2回という形で、何%で決めるかということでしたが、私の意見としてはやはり増加額の負担を考えますと40%で、2回目も同じぐらいの金額で等分しているような形の方が、2回目に増えたり減ったりするよりは、理解していただけたと思いますので、35%だと2回目の方が300円ぐらい増えるので、そうではなくて40%で2回目も同額ぐらいの増加額で終わった方がいいと思いますので私は40%がいいと思います。

【萩原会長】

ありがとうございます。

1回目の改定率についてD委員からは35%、E委員からは40%というご意見でしたが、個別に具体的に1回目の改定率に関する意見はお聞きしようと思いますので、その前に、この資料を踏まえて、その他に何かご意見、ご質問がありましたらお伺いします。

【C委員】

改定を2回にすることは前回決まったということなので、今回は最初を何%にするのかということで、改定2回ということは、最初に改定した足りない部分を2回目ということで、自ずとパーセントが決まるのだと思いますが、上げる時期について、今年度、改定率を決めて来年度、いつ頃に上がるのかわからないのですが、できるだけ早く上げて、その次の改定についても、その翌年度に上げるという資料だったので、それも織り込み済みで決めるという話なのでしょうか。

【事務局】

今回、ご審議いただきまして、可能であれば、今年度、来年の3月ごろには条例改正ができればと思っています。市議会で法案を審議していただかなければいけません、条例改正が終わりますと、およそ半年後に施行させていただきますので、今回、1回目は令和9年度には改定をさせていただきたいと思っはいますが、今回の料金の改定をする算定期間を令和9年度から11年度までの3年間で見ているので、次回の改定は3年後の令和12年度にやりますから、その前の11年度に検討をしていただくイメージになります。ですので、次回は令和11年度に算定期間を12、13、14年の3年にするか4年にするかはその時に決めますが、実際にはそのような形で進めていこうとは思っております。

今回は、あくまでまず3年間の想定される費用を見積もり、それに対して75.6%の値上げが必要だということを出させていただいておりますので、まずは3年間分という形になります。

【C委員】

そうすると、この資料では2回目というのは翌年度から上げるような計算をしているのか、それとも3年分抜いて計算しているのでしょうか。

【事務局】

例えば9ページでも、この表の2回目改定っていうのは3年後に改定するというような考え方で、他所についても同様です。

【萩原会長】

ありがとうございます。

この点については、委員の皆さんに共通したご認識を持っていただきたいと思います、今の事務局の説明では、1回目の改定は、令和8年度末の議会で承認をいただく見込みで、令和9年度以降、この1回目の改定が適用されます。その後、令和11年度にもう1回審議会等で検討を行い、2回目の改定に関しては11年度末の議会にかけて、令和12年度から2回目の改定率で改定した料金が適用されるという、そういう想定でよろしいでしょうか。

【事務局】

はい。

【萩原会長】

この資料について、また全体を通してご質問、ご意見ございますか。

それでは、資料等に関する質問もご意見もないようですので、1回目の改定率について、委員の皆様からご意見をいただこうと思います。先ほどD委員からは市民目線から考えたときには35%がどうかという意見が出た一方、E委員からは値上げ率ではなくて値上げ額を見て40%で改定するほうが良いのではないかという意見がございました。大変難しいですが、B委員からご意見をいただけますか。

【B委員】

今回、資料がいろいろ出されていますが、やはり1回目の改定率は高いほうが最終的な20年後の料金は低く抑えることが出来るという資料も出てきているので、あまり低くしてしまうと、次の2回目の改定率が上がるとかそういう話になってしまい、結果的に20年後の料金は一番高くなってしまったこととはっきりわかってきたので、やはり今、その負担をするのか、将来に先送りするのか、そういった問題ではないかと捉えています。

いきなり75.6%確保するっていうのが、多分経営的には望ましいと思いますが、負担的にはかなり厳しいというのもありますので、やはり2回で改定して、先ほどE委員もおっしゃられていましたが、2回目の改定率が1回目よりも上がるというのがもう目に見えているというのは、そのお金が必要だから値上げするっていうのに、それを先送りするというのも、正直、経営的にどうなのかという、そういう感覚もあるので、個人的には45%がいいのではないかと思うところもありますが、40%と35%というのであれば40%がいいのではないかと思います。お金が足りなくなるっていうのが目に見えているということだから値上げするんだという、そういう大前提がありますので、そういう意味ではやはり、ある程度きちんと確保してきちんと工事も進めて水道の機能を維持していくという、そこは市として主張していくべきではないかなと思いますので、1回目も2回目は大体同じような金額で上げていくのがいいのではないかと考えました。

【萩原会長】

ありがとうございます。

それでは、C委員お願いします。

【C委員】

私は金額が同等ぐらいの上げ幅でいった方が、市民にわかりやすいと思います。感覚的なものとして、最初に少なく上げて後で多く上げるとというのは、あんまりよろしくないのかなという気はしているので、せめて同額くらいということで、40%、29.5%がいいかと思います。

【F委員】

非常に難しい問題でございまして、どうお答えしていいのかわからないのですが、単純なところを考えて、やはり早期着手するためには40%ってということで、資金がないのに色々な工事をやらなくてはいけないということで、その資金を先送りするっていうのも問題だと思いますので、私は40%という考えです。

【G委員】

上下水道や雨水幹線などのインフラが私たちの住む地下に広がって行って、それらによっていかに私たちの生活が支えられているのかを教えられる災害が多発しています。今、地上では人がいて、地下ではインフラが老いて、地上も地下も高齢化社会になっています。普段、私達は地上にあるものしか見ていません。便利な現在の生活を維持するには手間と費用がかかりますので、もっと地下にも目を向けていかなくてはいけない、そういう時期が来ているのだと、この頃はそう思います。

濃尾地震から135年、昭和東南海地震から82年、三河地震から81年が経ち、もういつ巨大な地震が起こってもおかしくない、そんな時期に来ています。被災するのは小牧市だけではありません。被災して資源や資材や人員不足によって復興がおくれたりするのも良くないので、出来るだけ前倒しで工事を進めるのがよいかと思います。

私も前は35%がいいかなと発言いたしましたが、よくよく考えれば、40%か45%でも、いいかと思います。

【萩原会長】

ありがとうございます。

それでは、H委員お願いします。

【H委員】

ちょっと質問ですが、一般市民の方に、今回は何%の改定率で、2回目は何%の改定率で。いくらになりますということまで周知するのでしょうか。

【事務局】

まずは、今回、改定する率が条例として出ますので、1回目の改定率が決まれば、後程、体系のお話もしますが、そちらが決まりますと、その体系として条例改正をしますので、まずは1回目はこういう形になりますという形で、条例改正したらそういう形のお話をさせていただいた上で、2回、やりますよと、下水道のときと同じですが、2回目につきましては、また3年後に今度はそのまた次の3年から5年の費用を見込みますので、想定としては同じぐらいになるとは思いますが、この物価と人件費の上昇がどこまで上がるかは3年後はわからないというのもありますので、参考としては今の現在の審議会では40%。29%というのは出ていますが、実際にその1回目の改定を行う場合には1回目の改定率と1回目はこうですというのが、実際には数字としては出てくるとは思います。

ですけれども2回目の改定率が29.5%だから、29%程度の値上げになりますというのはそこまではなかなか言いづらいところもありますので、数字としては1回目の数字が更新の方には出てくる形になると思います。

【H委員】

よくわかりました。

今、私たちはこのシミュレーションの形で2回目、そして増加額の合計という数字を見て、大体同じ金額だからこれがいいのではないかとはいっていますが、それが市民の方に伝わるものがないということを確認しました。今、言われたように参考といいますし、3年後はどうなっているかわからないということも踏まえると、やはり私はD委員が最初に言われた、大体このぐらいならいいのではないかと踏める金額の35%で、2回目が同じ35.2%提案したいと思います。

なかなか市民の方に2回目が同じ金額になるからこの増加率だということや、35%にすると令和17年には20億円を下回り、令和18年に資金がショートしますよと、そういうこと

が伝わらないと思いますので、私は35%、35.2%を提案したいと思います。

【萩原会長】

ありがとうございます。

それではI委員、お願いいたします。

【I委員】

私もH委員と同じ意見で、今、40%、30%の改定率がいいと思っている理由はここまで丁寧に資料で説明をいただいているからだと思っている、犬山市が23%っていうのがニュースで出ていて、隣が25%で上げているのに、こっちは40%となると、エッと思ってしまうので、ちゃんと説明がされるなら40%、30%でも、市民の理解は得られると思いますが、パーセントだけ見たら、35%の方がショックは少ないのかなと思いますので、35%の方がいいと思います。

【萩原会長】

ありがとうございます。

D委員からは、先ほどご発言いただきましたが、改めてご発言等ございますか。

【D委員】

一番のポイントは、水道事業は重要な管路をやっぺいこうと思うと、健全経営のためには20億円を確保しなければいけない、そうすると、何パーセントで上げてなければいけないという、これだけの資料ありますので、やはり最初の改定率を市民にどこまで納得していただけるかというのがポイントではないかなと思っています。

あとは皆さんに聞いていただければ一番いいと思います。

【萩原会長】

ありがとうございます。

E委員も何かありますか。

【E委員】

更新工事に必要な金額を2回で分けてあげるかというだけの話で、1回でも支払う形もありますが、2回で分けて分割で払うという感覚で私はいます。40%で改定したら、負担金が1回目と2回目と変わらないからということで均等みたいな形ですけど、愛知県の最低賃金は10月1日から51円上がります。これは毎日同じことを仕事でしていても、勝手に上がります。そういう中で、管工事ですね、埋設管の経年劣化が非常に多くなっている中で、本当に今の人員が高くなってきている、そういう間の価格を知っていただいて、市民の方に耐用年数を過ぎた管路が、例えば23キロとかあって、これがいつ漏水して破裂してもおかしくはない、そのリスクを背負っているのだという意味。先ほど言われたように、地中に隠れているから見えないのです。そういうことを考えますと、やはり今現在身近になってきている冠水だとか線状降水帯だとか、地震だとかいろんなそういう天災による目に見えないリスクを市民の方にも知っていただいて、もう本当にすぐ工事をやらなければいけないが、先立つものがやっぱりないとやれないんだということを、非常に資材関係も、ナフサの関係で石の価格も上がっているので、そういうものについても我々も自助努力をしていますが、それでもこれだけは必要なので、1日も早くやりたいということを知っていただくような説明をつけていただければ、現実を知っていただくことが一番ではないかなと私はそう思います。

【萩原会長】

ありがとうございます。

E委員からは、どのような形であれ、市の実情をしっかりと市民に周知した上でご理解いただくことが大事ではないか、いうことをおっしゃっていただいたと思うんですけど、A委員からは、何かご意見はございますか。

【A委員】

まずは、やはり本当は75.6%が必要だということ、しかしそれは市民の方々にとって急激すぎるので、2回に分けて改定するということで、今日の資料で、やはり中長期的な経営を考えると、次は3年後、要は令和12年に改定しないといけないというようなところも出てきたと思っています。

そういった中で、先ほどE委員もおっしゃいましたが、例えば官民連携とか、水道事業体も下水道事業体もよく言われていますけれども、民間もなかなかもう力がなくなって

きているので、管路の工事の入札をしても、応札する業者がないという状況になりつつあるので、やはり、そういうことを考えると、私の個人的な考え方からすると、できるだけ、1回目は高いほうがいいと思いますが、40%と35%であれば、やっぱり40%を考えるというのがあるかと思います。場合によっては45%でも、資料の10枚目、20m³、2ヶ月で20m³なので、どちらかというと少人数の家庭だと思いますが、そういったところで、45%でも、ひと月ワンコインのご負担をお願いする、要はひと月500円のご負担をお願いしやすっていうところになるかと思いますが、それが3人家庭だったらどこまで金額があがるのかいう、そういったところを踏まえると、想像ですけど、おそらく40%でぎりぎりぐらいではないかと思います。要は2ヶ月で30m³とか40m³使う方々で、40%で1,000円弱ぐらいになるのではないかと想像するので、ちょっと補足ですけど、消費税抜いたらワンコインですよとか、なんかそんな形ではないかと思います。だからそういった観点で、先ほどH委員やI委員が言われているように、やはりどうやって市民の方々に説明していくのかっていうことをしっかりと踏まえた上で40%の方がいいのではないかと個人的には思います。

【萩原会長】

ありがとうございます。

皆様方のご意見を伺いましたが、そもそも、2回に分けるというところの出発点が、今、A委員からの発言ありましたように1回で75.6%という改定率、これは市民としても受け入れがたいだろうということから、前回の審議会で2回に分けてという話でしたね。その上で、やはり内部留保をしっかりと確保していこうということに加えて、前回の審議会においては重要な管路に関して早期着手をということと、あと内部留保をしっかりと20億円確保しようということで、どうするかを議論しておりました。

そこで、確かにA委員がおっしゃるように、またB委員からもご発言ありましたように、本来ならば出来るだけ早い段階で内部留保を確保できるようなことや、予定していないような災害が起こった時にも対応しなければいけないという必要性もありますから、45%でも、という意見がありました。

一方、H委員やI委員、D委員から、市民目線からすると、やはり1回目で40%の値上げというのなかなか大変で、今ある現状からするとやはり値上げというのは市民からすると大変なショックなことで考慮願いたいというお話もありました。

やはりH委員から先ほどお話がありましたけれど、市民の理解を得るかどうかというところがやっぱりポイントになるのではないかと思います。2回目の改定率を明確に示すことができないのは当然ですが、

1回目と2回目の増加額がほぼ同額であるということが、説明できればわかりやすいんですが、それを示せないっていう実情が確かにありますが、できるだけ市民にその点を理解いただけるような形で説明する、これは市が負うべき説明責任のひとつだと思いますが、その部分をしっかりとしてくだされば、おそらくH委員もI委員も、この点について先ほどご発言されていましたので、そういうことをしっかりとしていくということが大事なのではないのでしょうか。

これはD委員も市民目線から見てなかなか難しいっていうところがありましたから、やはり内部留保と早期着手、これを実現するための方策であるという丁寧な説明をしていくということで、本当に45%でという意見もあるけれど、それだとなかなか大変だから、40%ということで、皆様どうでしょうか。

D委員もその部分をご心配されていると思いますので、この点を市に対してお願いをするということも見込んで審議会としては1回の改定率40%ということによろしいでしょうか。

【D委員】

こういう時代ですから、そういう考えも十分あると思います。ただ、説明責任がやっぱり一番重要だと思います。

【A委員】

今の内容について、今回、答申として出すのは1回目ですけど、附帯意見として、2回目のことを、確定ではないですが、数値的なことは載せられるのですよね。

【事務局】

例えば下水道でも実際には150円まで上げたいが、1回目で30%だけ上げる体系を載せて、3年後に2回目で残りを上げるような改定をするという説明資料を作って広報にも載せていますので、同じように、本当は75%の改定が必要だが、まずは1回目の改定としてこれだけ上げるという説明をすることは出来ます。

【A委員】

ですので、附帯意見のところで、しっかりと毎年経営状況をチェックし、令和12年に向けて、資金確保等々、経営目標が達成できるかどうかを踏まえて、検討する。2回目は大体このぐらいの改定は考えとかなないといけないだろうというような、そういったようなことを、基本的には会長が答申するのでもありますが、そこはしっかりと記載していただければ、市民の方、H委員、I委員の懸念事項にも、少しは対応できるのではないかとはいえます

【事務局】

今、A委員が言われたように、今回の例えば40%に決まった経緯の中で、やはり全体の上げ幅の説明をなくして40%を出すことは出来ないと思いますので、どういう書き方にするのか、どこまで記載するのかははっきりとは言えませんが、この議論は全体があって40%という改定率が出てきましたので、そこは入れる必要があると思います。また、昨年、審議会で議論していただき作成した水道の経営計画の中にも、あくまでも試算とは言いながらも、すでに69%っていう数字は出させていただいております。それが今回、75%になったのは、後の物価高騰、人件費の高騰というのがあり、たった1年でそれぐらいの数字に膨れ上がってきたというのがありますので、全く出してない数字ではありませんので、そこについては、40%が出てきたのは2回に分けたからだというような話は避けて通れない部分がありますので、H委員のご発言もありますので、小牧市の水道事業として全体でどれだけ今必要だっていうところを訴えていかないと、40%にはたどり着けないので、その辺りは考えさせていただきます。書き方についてはこちらで作成しますが、皆様にも確認していただきますので、どのように記載するのかをすぐに説明することは出来ませんが、当然、何かしらの記載をしながら、皆様にご説明させていただきたいに思っております。

【萩原会長】

ありがとうございます。

A委員から非常に貴重なご意見いただきましたので、答申書において付帯意見という形で今回の議論を踏まえて記載したいと思いますので、また答申書の原稿を作成した際に、委員の皆様の意見をいただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは皆様、慎重に審議いただきありがとうございました。議事（１）１）料金改定率の検討について は40%をこの審議会委員の意見としてまとめていきたいと思います。

ありがとうございました。

続きまして、議事（１）２）料金体系の検討について を議事といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

資料２をお願いします。

先ほどの審議で、1回目の料金改定の改定率が決まりましたので、続いて、料金体系について検討をします。なお、今回は具体的な料金体系をお示しするのではなく、まずはその前段階として、小牧市の水道料金の現況と、料金体系をどのように検討するのかご説明させていただき、次回の審議会で、実際の料金体系についてご審議いただきたいと考えております。

２ページをご覧ください。「１．水道料金の現況」です。まずは、「1.1水道料金体系」として、１か月あたり、消費税抜きの料金体系表をご確認いただきます。基本料金ですが、設置する量水器の口径別に基本料金をいただいています。13mm600円からはじまり20mmが1,000円、25mmが1,400円と口径が広がるごとに金額が上がっていき、最大は口径100mmが23,500円になります。一般家庭はほとんどが13mmか20mmを使用しており、100mmの量水器は使用水量が１月500㎥を超えるような大口の利用者が使用しています。また１月あたり5㎥までは基本水量といって、基本料金に組み込まれていて、5㎥までは使用しても超過料金はかからないことになっていますが、逆に言えば、1㎥使用しても5㎥使用しても同じ料金を支払うことになります。6㎥以上は超過料金といって、使う水量が多くなれば多くなるほど単価が上がります。6㎥から20㎥までは1㎥あたり75円、21㎥から40㎥までは1㎥あたり120円、41㎥から60㎥までは1㎥あたり150円となり、61㎥以上は1㎥あたり175円になります。

なお、こちらは一般用の料金体系となりますが、それ以外に湯屋用と臨時用の２つの用途区分があります。湯屋用とは、公衆浴場に適用される料金体系で、基本料金、基本水量は同じですが、6㎥以上の超過料金の単価が一律90円になっています。こちらの表では基本料金が75mmと100mmが湯屋用に見えますが、湯屋用で設置した量水器の口径で一般用の基本料金を適用しますので一般用でも75mmと100mmは存在します。なお、こちらの料金体

系はいわゆるスーパー銭湯は対象外で、令和7年度の利用実績はありません。もうひとつの臨時用とは、解体工事などで一時的に水道を使用する場合に適用される料金体系で、基本料金、基本水量はなく、1 m³あたり240円を徴収しています。令和7年度は5件の利用実績があります。

3ページをご覧ください「1.2 水道料金の現況の確認方法について」です。4ページ以降、令和7年度の決算見込みと平成27年度の水道料金の内訳を比較して、10年間で使用状況がどのように変化したのかを確認しますが、確認する数値の基本的な事項をご説明します。

まず①として、水道使用世帯数や各世帯の使用水量の推移を確認するため、「調定世帯数」を使用します。調定とは、調査決定を意味し、検針結果から水道料金の請求額を確定することです。水道料金は2か月に1回、検針して請求するので、調定世帯数の約6分の1が使用世帯数になりますが、年度途中で契約・解約をしている場合があるので、若干ずれているのをご承知おきください。

次に②、①の補足になりますが、調定世帯数を元に分析する場合、使用水量は2か月分になるので、超過料金の水量区分を2倍にして計算します。つまり、2ページの料金体系表では5 m³までが基本水量で0円ですが、調定ベースでは10 m³までが基本水量で0円という形になります。6 m³以降についても、表のとおり、体系表の2倍の水量区分になります。

続いて③ですが、資料2に記載する水道料金は消費税抜きの金額を使用します。これは、平成27年度は消費税率がまだ8%でしたので、令和7年度と平成27年度は消費税率が異なるためです。

最後に④ですが、今回の分析に使用するデータには、臨時用を含んでいません。用途別区分の一般用のみのデータになりますので、決算書などの数値と若干異なるのでご承知おきください。

4ページをご覧ください。「1.3 口径別の調定世帯数の推移」です。まずは、基本料金部分の口径別の割合がどのようになっているのか確認します。まず、表に右の合計の部分を見ていただくと調定世帯数が395,690件から428,244件と、10年間で約3万件増えていることがわかります。つまり、使用世帯数で考えると、約5千世帯増えていることになります。また、グラフを見ていただくと令和7年度、平成27年度ともに13ミリと20ミリの使用者が97%を超えており、ほとんどの水道使用者が13ミリまたは20ミリの量水器を使用していることがわかります。また、2つのグラフを比較すると令和7年度は平成27年度から13

ミリが約2%減少し、20ミリが約2%増加しており、この10年間で20ミリの量水器を選択する使用者が若干増えていることがわかります。

5ページをご覧ください。「1.4 使用水量別の調定世帯数の推移」です。まずは、水道事業全体で使用水量別の割合と10年前との比較をします。表を見ていただくとわかるように、令和7年度は平成27年度に比べて使用水量41m³以上の調定世帯数、割合がどの区分においても減少し、使用水量40m³以下の水量区分はどの区分でも増加しています。使用水量ゼロの水量区分も約1%増加して令和7年度は約2万件ありますが、こちらはもともと高齢者がお住まいになっていたものが老人ホームに引っ越しされたりして、常時、人が住んではないものの、何かあった時に水道は使用できるように契約は残しているような場合などが想定されます。

また、グラフの色で言うと黄色の部分より左、使用水量80m³以下の使用者が平成27年度、令和7年度ともに90%以上であることがわかるので、この部分について、さらに分析をします。

6ページをご覧ください。使用水量80m³までの調定世帯数の割合を1m³ごとに数えて折れ線グラフにしたのが右上のグラフになります。これをみると、50m³以上の部分を平成27年度、令和7年度ともに徐々に減少しており大きく変わらないので、50m³以下の部分をさらに拡大して棒グラフにしたのがページ下部のグラフになります。

このグラフをみると、青色のグラフで示した令和27年は2か月で41m³が最大でしたが、オレンジ色のグラフで示した令和7年度は30m³が最大になっています。また、全体的な傾向としては35m³以上の使用者が減少し、34m³以下の使用者が全体的に増えています。また、青色の平成27年度は36m³から41m³のところに山があるのに対して、オレンジ色の令和7年度のグラフは10m³から39m³までの間は増減を繰り返しながら比較的横ばいになっており、生活様式の多様化が反映されているように思われます。

7ページをご覧ください。「1.5 料金調定額の推移」です。基本料金と、超過料金の各水量区分での調定額の合計を比較します。まずは、金額ベースで比較すると、水道使用世帯数の増加により基本料金による収入、グラフの左端の水色の部分は平成27年度から令和7年度で約6千万円増加しましたが超過料金の減少により料金収入全体では令和7年度は平成27年度より約4千万円減少しています。つまり、超過料金部分で約1億円、減少していることになります。

8ページをご覧ください。7ページの料金調定額を割合にして比較したものです。これ

をみると、令和7年度は平成27年度と比較して超過料金の収入割合がどの区分でも減少し、基本料金の割合が増えていることがわかります。一方で、超過料金の中では「11～40m³」の収入割合の減少が比較的少なく、使用水量41m³以上の使用者が減っていることがここからもわかります。

9ページをご覧ください。「1.6 水量と収入の比較（令和7年度）」です。令和7年度のそれぞれの水量区分の対象となる水量と、実際の収入額を比較したものです。例えば2か月で60m³使用した場合、1～10m³の区分に10m³、11～40m³の区分に30m³、41～80m³の区分に20m³を配分するという各使用水量を配分して、合計したものになります。

使用水量の割合をみると11から40m³の区分で一番水量が多く、料金収入がない1～10m³の基本水量部分の水量も20%を超えています。また、121m³以上の使用水量の割合に対して料金収入の割合が約2倍になっており、超過料金収入の約45%を占めていますが、5ページを見ていただくと、121m³以上水道を使用している使用者は全体の1.67%しかなく、少数の使用者に収入の大きな割合を依存していることになります。

小牧市水道事業の現況ですが、簡単にまとめると、使用世帯数は増加したものの、各世帯の使用水量は減少傾向にあります。また、使用水量による料金内訳をみると、料金収入がない10m³以下の区分の水量が20%以上を占めている一方で、約2%の水道使用者に超過料金収入の大きな割合を依存しているという状況です。

ここまで、小牧市の水道料金の現況を確認してきましたが、次のページからは、料金体系の検討方法についてご説明します。

10ページをご覧ください。「2. 料金体系の検討」です。具体的な料金体系の提案は次回審議会でお示ししますが、料金体系をどのように検討するのかということについて、今回は説明させていただきます。

2ページの料金体系表をもとに説明しますと、料金体系の検討項目は5つに整理ができます。最初に「①用途別区分」ですが、これは一般、湯屋用、臨時用の区分のことです。次に「②基本料金と超過料金の割合」です。令和7年度の調定額ベースだと基本料金が料金収入全体の29.32%を占めており、超過料金が残りの70.68%を占めていますが、本来、どちらからどれだけ収入すべきかということを確認します。続いて「③基本水量の有無」ですが、5m³以下は基本水量として使用水量当たりの料金を設定していませんが、これを残すのか、廃止するのかということです。次に「④基本料金の口径区分と単価」、最後に「⑤超過料金の使用水量区分と単価」ということで、基本料金、超過料金の単価をそれぞ

れ検討します。

11ページをご覧ください。「2.2各項目の検討」です。先ほど説明した検討項目を①から順番に実際にどのような検討をするのか、ご説明します。

最初に、「①用途別区分」ですが、算定要領では、用途別の体系区分は将来的には廃止していくものとされています。しかし、廃止すると対象者の影響が大きく、システム改修にも費用と時間を要することが想定されます。実際に近年、水道料金を改定した近隣市町を確認したところ、区分は維持したまま改定率分を増額したケースが多い状況です。そこで、小牧市でも、今回の改定にあたってはそのまま残すものとして、今後は他事業体の状況を見ながら廃止を検討していくものとします。

続いて「②基本料金と超過料金の割合」です。算定期間中の水道料金の対象となる経費を総括原価といいます。この総括原価を使用水量によって変動するものと変動しないものに分けます。使用水量によって変動するものは超過料金で賄うべき経費、変動しないものは基本料金で賄うべき経費として、超過料金と基本料金の収入割合を設定し、それぞれの改定率を検討します。小牧市においても、算定要領に基づき算定期間3年分の総括原価を分類し、現況と比較して基本料金と超過料金のそれぞれの改定率を検討します。なお、総括原価の分類については、14ページ以降で実際に計算した結果をご説明します。

12ページをご覧ください。「③基本水量の有無」です。基本水量について、そもそもなぜ設定されているのかということ調べたところ、公衆衛生の観点から、その範囲内の水使用を促すことで導入されたということでした。公衆衛生の向上を急務とする時代ではなく、使用水量が減少していくことが予想される中で、使用水量による公平性の観点からも、廃止するよう算定要領には記載されています。県内でも多くの市が近年の水道料金改定を機に基本水量を廃止しています。そこで、小牧市においても、基本的には、基本水量を廃止していく方向で検討したいと考えております。

続いて「④基本料金の口径区分と単価」です。総括原価のうち基本料金の対象となるものを、量水器の口径によって変動する経費と変動しない経費に区分し、量水器の口径によって変動する経費は量水器の口径ごとの単価や流量比をもとにして口径ごとの経費を算出します。このようにして算出した経費の比率と基本料金改定率をもとに口径区分別の単価を設定します。小牧市においても、算定要領に基づき算定期間3年分の総括原価を分類し、口径区分別の基本料金を検討します。

13ページをご覧ください。「⑤超過料金の使用水量区分と単価」です。これまで多く

の自治体では使用水量が多いほど単価が上がる「逓増型料金制度」が採用されてきました。小牧市でも、料金体系表をご確認いただいたように、逓増型料金制度を採用しています。しかし、現在では、人口減少や節水型機器の普及により水需要が横這いから減少傾向に推移しており「逓増型料金制度」が導入された当時から大きく状況が変化しています。また、大口需要者の使用料に比重を置いた料金制度は、安定した給水収益の確保に支障をきたし、健全な経営を妨げる要因になりかねないものとされています。そのような理由から、最新の算定要領では、従量料金、小牧市の料金体系で言う超過料金ですが、こちらについては均一料金制が原則であるとされています。つまり、最新の算定要領によると、水量区分を一切なくして全く同じ単価が望ましいということになりますが、現行の超過料金の体系から大きく変わると一部の使用者の負担が大きくなってしまいます。しかし、利用者全体で水道事業を支えていただくためには、単価の差を縮める改定をすることから、「定額増」を基本に、使用水量による単価の増加割合である逓増率を下げる改定を検討します。

定額増については、下水道使用料の改定においても採用しましたが、その時に就任されていない委員の方もいらっしゃるので、右側の「定額増とは（例：+10円）」で簡単に説明します。定額増とは、元々の超過料金単価と関係なく同額を増額する方法です。増加額が同じなので、元々の単価が高い使用水量が多い区分ほど増加率が下がるので、単価の差が縮まります。グラフの料金体系、極端な例ですが、1 m³から10 m³が10円、11 m³から20 m³が20円、21 m³から30 m³が40円だったとして、一律10円だけ増加したとします。その場合、元々10円だった区分は20円になって2倍になりますが、40円だった区分は50円になって増加率も25%に収まります。単価の比率も、10円と40円では4倍の差がありますが、20円と50円では2.5倍になり、逓増率が下がったことになります。そこで、今回の改定においては、現行に体系のバランスを保ったまま逓増率を下げる方法として、定額増を検討したいと考えております。

料金体系の検討方法についての説明は以上ですが、最後に、「②基本料金と超過料金の割合」について、実際に水道料金で賄うべき経費を基本水量の対象と超過水量の対象に分けた結果についてご説明します。

14ページをご覧ください。

「3. 基本料金と超過料金の割合について」「3.1 料金対象経費の分割について」です。水道料金の対象経費を、その経費の性質から「需要家費」「固定費」「変動費」に分割します。「需要家費」とは使用水量の多寡に係わりなく、主に使用者数により増減する経費で、具

体的な例を挙げると、検針などの料金徴収に関する経費です。次に、「固定費」ですが、使用水量、使用者数の多寡に係わりなく、施設の規模に応じて固定的に必要とされる経費です。具体的には、施設管理費、検針関係以外の資本費、資産維持費、受水費のうち基本料金部分になります。最後に、「変動費」ですが、使用水量により変動する経費で、例をあげると受水費のうち従量料金、動力費、薬品費などです。このうち、需要家費の全部と固定費の一部が基本料金の元である「準備料金」になり、変動費の全部と固定費の一部が超過料金の元である「水量料金」になります。固定費をどのように分類するのかは次のページでご説明します。

15ページをご覧ください。「3.2固定費の配分方法について」です。算定要領によると施設利用率を水量料金分の比率とする方法を令和7年度に改定した全国の団体の過半数が採用していますので、小牧市においてもこちらを採用したいと思います。施設利用率とは、1日あたりの平均給水量を浄水施設能力で割った数値のことで、考え方としては、浄水施設の給水能力のうち常に使用している分を水量料金で賄うべき分、予備能力として確保されている分を準備料金で賄うべき分だという考えです。実際に令和9年度から令和11年度までの3年間の算定期間の水量料金比率、つまり施設利用率を計算すると平均給水量52,251m³を浄水施設能力75,100m³で割ると、施設利用率は69.58%になります。

16ページをご覧ください。「3.3総括原価の配分」です。実際に総括原価から準備料金と水量料金を計算すると、総括原価、水道料金で賄うべき経費は120.0億円になるので、これを需要家費、固定費、変動費に分割すると、需要家費が3.2億円、固定費が101億円、変動費が15.8億円になります。固定費の101億円を15ページで計算した施設利用率で分けると準備料金分が30.7億円、水量料金分が70.3億円になるので、準備料金分を需要家費と合計すると33.9億円、水量料金分を変動費と合計すると86.1億円になります。つまり、総括原価の配分では準備料金33.9億円、水量料金86.1億円になり、割合で言うと準備料金が28.2%、水量料金が71.8%になります。

この計算結果は令和7年度の調定額の比率である基本料金29.32%、超過料金70.68%と同等であるので、単純に計算結果に基づいた比率にするには基本料金も超過料金も同じ割合だけ改定すれば良いことになります。しかし、基本料金の増額と基本水量の廃止を同時に実施すると、少量使用者の負担が大きくなるため、配慮が必要だと考えています。

そこで、次回の審議会では、基本水量を廃止するとしてその分の単価をいくりに設定し、その分を基本料金の増額分と超過料金の増額分のどちらに含めるのか、様々な料金改定の

パターンを検討してお示ししたいと考えております。

説明は以上でございます。

【萩原会長】

ありがとうございます。

料金体系の具体的中身については最後に述べていただいた通り、次回以降に示していただくとして、どのように算出するのか、その料金体系の作成方針について今説明いただいたということですね。

事務局からの説明が終わりました。ご意見ご質問等ございましたらお願いします。

【Ⅰ 委員】

初歩の質問ですが、資料 1 で決めたのと、この資料 2 で決めるのは、水道料金にどう関わってくるのか教えていただきたい。

【事務局】

まず、資料 1 で先ほど改定率を40%と決めていただきましたが、こちらは現状の給水収益全体的に40%上げるという形になります。そこで、例えば20億円の給水収益があって、40%上げるとすると 8 億円になりますが、この体系でそれぞれの基本料金をいくら単価にして、超過水量の各水量の単価をいくらずつ上げていくと、その 8 億円が稼げるかという形のものになります。給水収益全体の改定率40%というのが資料 1 で、体系別のそれぞれの基本料金や超過料金の単価、これを40%必要な金額にするための単価を決めるのが次回になります。

【Ⅰ 委員】

ありがとうございます。

【A 委員】

確認ですが、まず、大口の使用者、調定数でいうと 2 %の方々が使っている水量は20%程度ですが料金は45%ほどを支払っている、これは料金全体ではなく水量でそれだけを払っていただいているというそういう理解でよろしいですねということと、2 つ目に、2 ヶ

月の使用水量がゼロのところ結構多いような気がしますが、これは空き家なのでしょう
か、理由があれば教えていただきたいということと、それから3つ目は、数字の確認だけ
ですが、16ページの最後のスライドで120億が総括原価というのですが、40%を改定すると
いうことは、ここの数字が168億になって、基本料金がその約3割ということをや約48億円
になるので、48億円と34億円の差の15億円をどういうふうに負担していただく、支えてい
ただくのかということで、残りの約30億の必要分をどういう形で逓増度を考えつつ、定額
をベースに負担いただくのかっていうのをこれから議論するってそういう整理でよろしい
でしょうか。

【事務局】

まず、大口使用者のところですが、例えば180 m^3 使っている場合は、1～10 m^3 までの10 m^3
は基本料金分の区分、11～40 m^3 までの30 m^3 分はその区分とそれぞれ計上しており、120 m^3
を引いた60 m^3 分が121 m^3 以上の区分に計上しています。要は11～40 m^3 と書いてあると、使
用水量が11～40 m^3 の人だけではなくて、41～80 m^3 や81～120 m^3 の使用者もその部分は通っ
ているので、その分も入れて計算しています。

【A委員】

ということは、120 m^3 以上使用している人は、もっと払っているということですね。

【事務局】

そういうことになります。

【A委員】

まずはその確認と、今後の考え方としては、ここについては使った水量と支えていただ
く料金の割合を出来る限り同じにしていきたいという考え方でよろしいですか。

【事務局】

はい。そこで、下水道と同じような考え方になりますが、定額増という形で、今までの
料金単価は据え置いたまま、さらに必要な単価分を同額上げていくにしていける形を考えて
います。あとは、これまで基本料金で1月あたり0～5 m^3 を基本水量としていた部分を外に

出して、その単価をいくらにするかというのもシミュレーションしないといけませんが、それはこれからの話になります。

【A委員】

今日の段階では、まずは9ページから、大口の方々がいっぱい払ってくれているので、一般の家庭の方々の料金が随分抑えられているということを理解しておくことが大事だということですね。

【事務局】

そのとおりです。

【A委員】

ありがとうございます。

2つ目の、5ページで0 m³の調定が2万件あったことについてはどうでしょうか。

【事務局】

想定としては、資料説明のなかでもご説明させていただきましたが、一旦、施設やショートステイなどで自宅を離れられて、ひと月使われない、そういう場合もあるのではないかと考えております。当然、それはすべてではないと思いますが、確かに5%と結構な割合、件数を6で割ると3,400くらいありますので、かなりの件数になります。

【C委員】

これは基本料金に含まれる5 m³以下の使用水量というのでしょうか、契約をして基本料金は払っているが、全く使っていないということでしょうか。

【事務局】

基本水量の5 m³以下の使用水量の場合は1～10 m³のところに計上しているので、全く使用していないということになります。

【B委員】

契約しているだけということですね。

【A委員】

例えば子供たちが小牧市から外に出られて、親御さんが亡くなられて、この家どうするかという時にそこはもう使わないからということで、解約するという手続きはありますよね。

【事務局】

解約すれば請求しなくなりますが、そのままほっておくと基本料金が請求されますので、そこを子供さんが払うから、家を残しておきたいとかいう家庭もひょっとしたらあるかもしれません。小牧市は空き家が多いのは事実ですので、空き家の可能性も確かにあるかと思っています。

【事務局】

3つ目、16ページの総括原価についての考え方ですが、まず、総括原価として水道料金で賄うべき経費が120億円で、120億円の40%を乗せるという考えではなくて、3年間で120億円の経費を賄うために必要な改定が75.6%ということですので、75.6%に対しての40%の改定率で計算にして必要な経費を出して、それを割り返して基本料金いくら、超過料金いくらとして、単価を計算します。

【A委員】

つまり、120億円は今後3年間で必要な資金と考えればいいのですね。わかりました。

【萩原会長】

他にご質問ご意見ございませんか。

本日ご説明いただいた方針で、次回、具体的なシミュレーションをしていただいているということで、そこでまた委員の皆様にご意見をいただくということですね。それでは皆様方からご意見も出尽くしたようですので、議論をここまでにしたいと思います。

次第4のその他に移らせていただきます。

事務局から何かございますか。

【事務局】

事務局より、今後の審議会について、ご説明させていただきます。今後の予定ですが、次回の審議会の開催については、8月31日付けですでに開催案内を配布しておりますが、10月16日の金曜日、午後2時から場所は本日と同じ味岡市民センター2階の視聴覚室で開催します。内容につきましては、本日に引き続き「水道事業の適正な料金収入」について審議をいただきます。お忙しいところ恐れ入りますが、よろしくお願いします。

最後に、本日の会議録でございますが、事務局で作成次第、委員の皆様へ送付させていただきますのでご確認をお願いしたいと思います。その後、市のホームページで公開させていただきますので、よろしくお願いします。

【萩原会長】

ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、何かご質問ございますか。よろしいですか。

それでは、以上をもちまして、本日予定された議題は終了いたしました。皆様方には、議事進行の御協力に感謝申し上げます、事務局のほうにお戻ししたいと思います。よろしくお願いします。

【事務局】

委員の皆様、長時間に渡り、ご審議いただきまして、ありがとうございました。

最後に交通安全についてのお願いです。日が暮れるのも早くなって参りました。また本日は、雨も降っておりましたので、視界が悪い状況であると思います。お帰りの際は十分注意していただき、くれぐれの安全な行動を心がけていただくようお願いします。

それではこれもちまして、令和8年度第3回小牧市上下水道事業経営審議会を閉会いたします。本日は、ありがとうございました。